

# 議案参考資料

[令和元年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

財政課 財政担当  
建築指導課 建築審査係

## 議案名

議案第70号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数の住宅・建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る手数料を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

複数の住宅・建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の手数料の追加(別表第3第72項、第73項及び第74項)

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定は単体の住宅・建築物が対象であったが、法改正により複数の住宅・建築物に対する認定が可能となったため、同認定の審査に係る手数料を定めます。

手数料は申請に係る住宅・建築物ごとに算定した金額を合算した額です。

(施行期日：公布の日)

## 背景・経過

複数の建築物の省エネ性能を総合的に評価し、高い省エネ性能を実現しようとする取組を促進するため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正されました。

これに伴い、地方自治法第227条及び第228条の規定に基づき、条例で当該認定に係る手数料の額を定めるものです。